

令和6年度 第1回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会

— 会 議 録 —

(敬称略)

会議の名称	令和6年度第1回茨木市都市計画審議会
開催日時	令和6年7月17日（水）14時00分開会・15時30分閉会
開催場所	南館8階中会議室
会長	澤木 昌典
出席者	〔委員〕 澤木 昌典、岡井 有佳、長谷川 路子、吉田 長裕、富田 陽子、栗尾 尚孝 ＜以上学識経験者＞ 長谷川 浩、稲葉 通宣、福丸 孝之、大嶺 さやか、米川 勝利、岩本 守、下野 巖、大村 卓司、西本 睦子、坂口 康博 ＜以上市議会推薦＞ 諸橋 理江、藤本 尚久 ＜以上市民＞ (以上、計 18名)
欠席者	吉田 友彦、小山 卓爾郎
事務局	福岡市長、足立副市長、秋元副市長、福井都市整備部長、藤田建設部長、新開都市政策課長、杉浦都市政策課長代理、馬場道路課参事、宮本市街地新生課長、藤後市街地新生課参事
議題(案件)	1 茨木市都市計画審議会会長の選出について 2 審議 都市計画道路茨木寝屋川線等の変更について ・府案件45号 北部大阪都市計画道路（茨木寝屋川線）の変更 ・議第143号 北部大阪都市計画用途地域の変更 ・議第144号 北部大阪都市計画高度地区の変更 3 報告 ①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画素案について ②阪急茨木市駅西口周辺整備について
傍聴者	11名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
○杉浦課長代理	ただ今から令和 6 年度第 1 回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	（あいさつ）
○杉浦課長代理	本日の出席状況であるが、委員総数 20 名のところ、出席者は 18 名となっており、茨木市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立している。また、本日は 11 名の方が傍聴されている。 本日は今年度 1 回目の茨木市都市計画審議会のため、委員の皆様を紹介する。 （学識経験者、関係行政機関の職員、市民委員、市議会推薦委員を順次紹介）
	1 茨木市都市計画審議会会長の選出について
○杉浦課長代理	それでは、今年度の本審議会の会長の選出をお願いする。本審議会の会長は茨木市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、学識経験者の中から委員の選挙により定める。立候補かご推薦があればお願いしたい。
○栗尾委員	昨年度も会長を務めておられた澤木委員が適任である。
○杉浦課長代理	他に立候補又はご推薦はあるか。 （他に候補者なし）
○杉浦課長代理	他に候補者はおられないので、澤木委員を会長とすることに異議はないか。 （異議なし）
○杉浦課長代理	それでは、澤木委員に今年度の茨木市都市計画審議会会長をお願いする。以後、本審議会の進行を澤木会長をお願いする。
○澤木会長	茨木市では今後も重要な都市計画に関する審議が控えているため、活発かつ慎重な審議に協力をお願いする。 さて、茨木市都市計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっている。ここで、私より代理の方を指名し

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	たい。 本審議会での経験年数が高い吉田友彦委員にお願いする。本日は欠席されているので、事務局よりその旨お伝えいただきたい。 2 審議 都市計画道路茨木寝屋川線等の変更について ・ 府案件 45 号 北部大阪都市計画道路（茨木寝屋川線）の変更 ・ 議第 143 号 北部大阪都市計画用途地域の変更 ・ 議第 144 号 北部大阪都市計画高度地区の変更
○澤木会長	はじめに、審議案件として「都市計画道路茨木寝屋川線等の変更」に関して、府案件 45 号について意見を求められ、議第 143 号、144 号が付議されている。 これらの各案件については、関連しているので、一括して説明を受け、審議することとする。 それでは、事務局より説明をお願いします。
○新開課長	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○西本委員	中心市街地の通過交通や渋滞解消に向けて必要な公共事業であることは認識している中で、用地取得について、いくつか確認したい。 本事業について、府と市の役割分担と用地取得の費用の算定方法について教えていただきたい。
○新開課長	本事業における府と市の役割分担については、令和 5 年 7 月に協定書を締結しており、用地取得の役割分担等について定めている。基本的に用地交渉の窓口は市が担い、府がサポートする形となるが、詳細については今後調整していくこととなる。 また、用地取得等の費用については、基本的に不動産鑑定や補償委託を活用しながらの算定となるが、詳細については今後調整していくこととなる。
○西本委員	用地交渉の窓口は市ということであるが、建物査定等の交渉の窓口も市になるのか。
○新開課長	基本的に建物査定等の交渉の窓口も市が担い、府がサポートする形となるが、詳細については今後調整していくこととなる。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
○西本委員	交渉が必要な物件数はどの程度あるのか。また、用地取得について、今後府と調整されるとのことだが、必要な人材を確保できるのかなど、実施内容の確定時期も合わせて教えていただきたい。
○新開課長	土地の権利者は 200～300 名程度と聞いているが、賃借人などのそれ以外の権利関係者数は現時点では把握していない。 なお、実施内容に関しては、事業認可取得時点で、府から具体的なスケジュールや先行区間等の内容が示されることとなるので、それまでは確定できないと聞いている。
○西本委員	用地取得にあたり、代替地を提供することを考えているのか教えていただきたい。
○新開課長	代替地ではなく、金銭による補償が基本になると聞いている。
○西本委員	まだ不確定な要素が多いと思うが、用地取得や工事着手の時期はいつ頃になるのか、市の見通しがあれば教えていただきたい。
○新開課長	時期については、事業認可取得時点で、府から具体的な内容が示されると聞いており、現時点では示すことができない。
○西本委員	今回の説明の中で、地下構造部の計画が示されているが、地下構造部の区間について用地取得を含めて先行するということか。
○新開課長	対象となる道路の延長が約 1,500m と長いので、事業認可取得の段階において工区割を検討すると聞いている。
○西本委員	地下構造部の区間には神社があることと、用水路の位置・高さの問題で地下構造を選択されたという理解で良いか。
○新開課長	府が神社側と協議し、事業について理解をいただいているという認識のうえで、用水路の位置・高さを踏まえ、地下構造を選択されたと聞いている。
○西本委員	環境影響評価について、基準上は問題ないという説明であったが、住宅街に道幅の広い道路ができることで住環境が大きく変わることになると思う。大型車の通行量増加による騒音問題など、完成後の問題は想定されているのか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
○新開課長	環境影響評価において基準値を下回ることを確認した上で、事業を進めていくこととなるが、事業着手後、または完成後に環境基準や要請限度を超える値が確認された場合においては、地元や関係機関との相談の上で、具体的な騒音対策等について協議していくと聞いている。
○米川委員	西本委員の最後の意見に関連して、府が考えられている具体的な対策について、改めて教えていただきたい。
○新開課長	具体的な対策については、現時点で示すことは難しいが、今後、最新の技術を検証しながら、設計に反映していくと聞いている。また、事業完了後に必要に応じて環境測定を実施し、環境基準や要請限度を超える場合においては、その状況に応じた対策を検討していくことになると思われる。
○大村委員	阪急東側の地下構造部において、ボックス部に歩道の記載がないが、歩行者はどこを通行するのか。 茨木寝屋川線の整備済区間においても歩道が連続していない箇所があるが、今回の変更について府から示された中で、本市として歩行者に対する考え方を伝えているのか、それとも府の計画をそのまま採用されているのか教えていただきたい。
○新開課長	阪急東側については、基本的には既存の地域内道路を通行していただく形となる。また、ボックス部の上部利用について、府で検討を進めようとしており、歩行者空間としての活用も含めて、地域の方と議論をしていくと聞いている。
○藤田部長	ボックス部に歩道がないことについては、本市から府に対して、歩行者の方が連続して歩くことができる形にさせていただくよう伝えている。また、用地取得の際に、現道の変更も出てくると思うので、その都度、府と協議していきたいと考えている。
○大村委員	本市のまちづくりにおいて、ウォーカブルシティを推進されていると思うが、この都市計画道路が決定された当時は車中心の社会であり、社会の状況も大きく変わってきている。今、計画変更を行うにあたって、本市としての歩行者に対する考え方が反映されているのか、また、その考え方について教えていただきたい。
○藤田部長	ウォーカブルシティについては、主に中心市街地において歩いて過ごせるという考え方のもとまちづくりを進めており、今回の都市計画道路は幹

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
	線道路であり、日常生活において自動車で移動される方が主に利用されることになると思う。また、自転車についても、移動手段のひとつとして安全に通行できるような形にさせていただくよう、府に伝えている。
○大嶺委員	地下構造物が設置される区間において、神社は建物を残すという説明だったと思うが、神社以外の地権者は全て立ち退きしていただくということになるのか。
○新開課長	将来道路となる範囲については、原則、用地取得を行うと聞いている。神社については、地域と関連性も深い施設であり、残す形となっているが、神社側や地元と協議しながら進めていくと聞いている。
○大嶺委員	地下構造部における冠水対策について、今後、技術が革新していく中で、最新の技術を取り入れていくといった検討はなされるのか。
○新開課長	府の方で最新の技術を検証しながら、設計に反映し、工事を実施していくと聞いている。
○大嶺委員	このような道路の用地取得においては、地権者との合意形成がうまく図れていないように感じており、その都度説明が十分になされていないのではないかと懸念している。 今後、地元説明会を２回実施するという説明であったが、それ以外にも、用地取得にあたっての市独自の説明方法も含めて、丁寧な説明を要望しておく。
○福丸委員	今回の都市計画道路が神社の真下を通るということで、全国的に事例があるのか教えていただきたい。 また、神社側との交渉における、府と市の関わり方や現状の協議状況、今後の進め方等について教えていただきたい。
○新開課長	事例については、現時点では把握できていない。 また、神社側との交渉については、今回の都市計画変更に関して、府の方で協議されている。事業着手後には、本市も含めて交渉に入っていくこととなるので、丁寧に交渉していきたいと考えている。
○福丸委員	牟礼神社については、長きにわたる歴史があるということも踏まえて、丁寧に交渉していただきたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
○坂口委員	今回事業において、地下構造部を先行して整備するという話もあったと思うが、府の検討状況をもう少し聞かせていただきたい。
○新開課長	基本的には、事業認可取得時点で府から示されることとなるが、検討状況として、大住町から府道枚方茨木線の区間と府道枚方茨木線から東西通りまでの区間の大きく２段階に分けると聞いている。
○澤木会長	その他、何か意見や質問はあるか。 (意見・質問なし)
○澤木会長	意見、質問がないようなので、これで質疑を打ち切る。
○澤木会長	質問、要望はあったが、本案件に対する反対の意見はなかったように思うので、議第 143 号、144 号については都市計画の案のとおり承認し、府案件第 45 号については異議なしとして回答することに異議はないか。 (異議なし)
○澤木会長	それでは、議第 143 号、144 号については都市計画の案のとおり承認し、府案件第 45 号については異議なしとして回答することとする。
3 報告 ①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画素案について	
○澤木会長	次に、報告案件の 1 つ目として、「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画素案について」、事務局から報告を受けたいと思う。 本件は、令和 4 年度末に本審議会に常務委員会を設置し、専門的な見地から議論を重ね、適宜本審議会への報告を行いながら、計画の素案を作成してきており、その取組状況の報告となる。 それでは、事務局からの説明を求める。
○新開課長	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○米川委員	都市計画マスタープランの現行計画では、目次の直後に「都市づくり」「まちづくり」「都市計画」の用語の定義がされており、今回、大きな変更として「共創」や「地域づくり」といった要素が加わったと感じている。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	都市計画の「マスタープラン」であり、市民などの受け取る側も同じ方向を向いて、言葉の捉え方や解釈が大きく異ならないように整理していくことが必要と感じているが、改めて考えがあれば教えていただきたい。
○新開課長	「共創」については、次期総合計画の中でも整理しており、整合を図りながら、本計画でも言葉の捉え方を示していきたいと考えている。また、「まちづくり」「都市づくり」「地域づくり」についても、定義を整理し、本文中か用語集等で示していきたいと考えている。
○大嶺委員	都市計画マスタープランの序-24 ページ、交通体系の主な意見において、「公共交通の便が悪い」といった意見がある。公共交通に関する意見が、どのような形で計画に反映されたのか、また、常務委員会でどのような議論をされたのか教えていただきたい。
○新開課長	常務委員会では特に意見はなかったが、都市計画マスタープランは、あくまでも都市づくりの大きな方針を示すものであり、公共交通の具体的な考え方に関しては、分野別の計画として現在改定作業を進めている総合交通戦略の中で議論されるものと考えている。都市づくりの大きな方針として、公共交通のネットワークは重要と考えており、引き続き議論をしていきたいと考えている。
○大嶺委員	都市計画マスタープランの 2-13 ページ、交通体系の方針について、総合交通戦略が改定されれば、記載されている内容も更新されるという理解で良いか。
○新開課長	素案を作成する中でも、庁内で意見交換をしており、改定予定の総合交通戦略と整合を図っていききたいと考えている。
○大嶺委員	立地適正化計画の中間検証の 9 ページ、公共交通の人口カバー率の中間評価の値が 2020 年時点の数値となっているが、2020 年以降にバスが廃線になっている中で、中間評価の値として妥当なのか。
○新開課長	公共交通の人口カバー率の検証においては、2020 年の最新の国勢調査の人口を基に算出したものである。
○大嶺委員	2020 年の値が中間検証として妥当なのか、再度検討いただきたいことを要望しておく。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
○坂口委員	立地適正化計画については、取組や捉え方が自治体ごとで異なっているのではないかと感じている。 本市においては、今回の中間見直しで防災指針を策定されるということで、防災の観点から立地適正化を図ることだと思うが、本来の立地適正化計画の趣旨から少し異なっている印象を受けるが、いかがか。
○新開課長	立地適正化計画については、国が提唱する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき策定しているが、本市においては、既にコンパクトな居住地域を形成しており、生活利便施設が居住地域に概ね立地していることから、現状の暮らしやすい居住環境の維持・充実を図っていくことを基本的な考え方としている。 今回の中間見直しにおいては、立地適正化に関する施策や取組により、評価指標の数値が維持できていることを中間検証として報告させていただいている。その上で、国から防災指針の策定が義務付けられたことを受けて、中間見直しのタイミングで策定に向けて取り組んでいる。
○澤木会長	計画の全体的な改定時には、立地適正化の状況が改めて議論になる可能性もあるが、今回は中間見直しということで、施策の中間検証と国の方針を踏まえた防災指針を追加するものである。
○澤木会長	その他、何か意見や質問はあるか。 （意見・質問なし）
○澤木会長	意見、質問がないようなので、これで質疑を打ち切る。
○澤木会長	今年度末の改定に向けて、本日の議論も踏まえ、次回の常務委員会及び審議会では計画案をまとめていくとのことなので、引き続きよろしくお願いします。
○澤木会長	3 報告 ②阪急茨木市駅西口周辺整備について
	最後に、報告案件の2つ目として、「阪急茨木市駅西口周辺整備について」、事務局から報告を受けたいと思う。 本件は、令和4年7月の審議会において、計画案の見直しに関する報告があり、以降の経過と今後の進め方についての報告となる。 それでは、事務局からの説明を求める。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○宮本課長	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○澤木会長	基本計画の具体的な内容までは提示されていないが、主な経過や今後の進め方についての説明があった。 想定スケジュールでは、計画策定後に本審議会で報告いただく予定となっており、計画策定前には、計画案についてのパネル展示やパブリックコメントを行うとのことなので、委員の皆様にもこのような機会に意見をいただき、基本計画の中に反映していただけたらと思っているので、よろしく願います。
○澤木会長	その他、何か意見や質問はあるか。 (意見・質問なし)
○澤木会長	意見、質問がないようなので、これで質疑を打ち切る。
○澤木会長	さて、本日の予定案件は全て終了した。議事運営にご協力いただき感謝する。以上をもって、令和6年度第1回茨木市都市計画審議会を閉会する。事務局から連絡事項があれば願います。
○杉浦課長代理	委員の皆様には、活発なご議論をいただき感謝する。 次回の都市計画審議会については、令和6年11月頃の開催を予定している。 また、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画中間見直しに関する常務委員会については、10月頃の開催を予定している。 事務局からは以上である。 (15時30分閉会)